

## 風俗営業の場所的基準

次の基準のいずれかに該当する場所（制限地域）では、許可を受けることができません。

- 1 住居が多数集合しており、住居以外の用途に供される土地が少ない地域（住居集合地域）  
詳細は、下の枠内に記載のとおりです。

◎ 風営法施行条例第 1 条

- 1 号 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

- 2 学校、病院その他の施設で良好な風俗環境を保全する必要がある「保全対象施設」の周辺の地域

保全対象施設には、学校（幼稚園を含む）、図書館、病院等を指定しています。

保全対象に該当する病院等とは、患者を入院させる施設が 1 床でも有れば該当しますが、患者を入院させる施設がない場合は、条例の「病院等」に当たりません。  
詳細は、下の枠内に記載のとおりです。

◎ 風営法施行条例第 1 条

- 2 号 **学校**及び**図書館**の敷地の周囲 100メートル以内（営業所が都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する商業地域にある場合には、70メートル以内）の地域
- 3 号 **病院等**（「病院」及び「患者を入院させるための施設を有する診療所」）の敷地の周囲 50メートル以内（営業所が商業地域にある場合には、20メートル以内）の地域

注 1 「学校」～学校教育法第 1 条に規定する学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（盲学校、聾学校、養護学校）、大学及び高等専門学校）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。学校には、保育所は含みません。

注 2 「図書館」～図書館法第 2 条第 1 項に規定するもの

図書館とは、地方公共団体、日本赤十字社又は民法34条の法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

注 3 「病院」～医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定するもの

病院とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

注 4 「診療所」～医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定するもの

診療所とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は 19 人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

- 3 制限する距離の測り方

営業所から水平面で測る距離をいい、例えば、営業所がビルの 2 階以上又は地下にある場合でも、営業所の存在する位置から垂直に地面に下ろした（上げた）位置について測ります。なお、保全対象施設の敷地までの距離を測ることとなります。